

令和元年8月9日

高砂市病院事業管理者 大野 徹

### 高砂市民病院広告付周辺案内地図設置運営事業者選定に係るプロポーザル応募要領

高砂市民病院広告付周辺案内地図設置運営事業者を公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加を希望される方は、次の要領により申込書等を提出してください。

#### 1 業務の概要

- (1) 件名 高砂市民病院広告付周辺案内地図設置運営事業
- (2) 業務内容 病院正面玄関に、広告付周辺案内地図（以下「周辺案内地図」という。）を設置運営する事業  
（詳細は、「高砂市民病院広告付周辺案内地図設置運営事業仕様書」によります。）
- (3) 使用許可期間 令和2年1月1日から令和2年3月31日まで。なお、履行上問題がなく、管理者及び設置事業者双方に異存がない場合は、最長3年まで使用許可期間を延長することができるものとする。
- (4) 履行場所 高砂市民病院正面玄関 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

#### 2 参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 高砂市病院事業契約規程（昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号）において読み替えて準用する高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第3条に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (4) 高砂市の指名停止期間中でないこと。  
なお、この公告の日から受注予定者として決定を受けた日の前日までに指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消すものとする。
- (5) この要領4に掲げる書類を提出できること。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。

#### 3 参加上の注意事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、高砂市病院事業契約規程において

読み替えて準用する高砂市契約規則、高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程（昭和63年高砂市病院事業管理規程第9号）その他指示事項（以下「関係法令等」という。）を確認の上、参加してください。

なお、高砂市契約規則その他市の条例、規則等は、高砂市ホームページで閲覧できます。

#### 4 参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書類等」という。）を指定期日までに高砂市民病院事務局総務課財務係まで、持参又は郵送により提出してください。申込書類等は、封筒等に封入封かんし、提出してください。

ア プロポーザル参加表明書（1部／様式第1号・指定）

イ 業務提案書（表紙1部／様式第2号・指定、提案書類6部／任意様式、詳細は別紙「高砂市民病院広告付周辺案内地図設置運営事業者選定に係る評価項目」の各項目についてその内容を記載してください。）

ウ 直近3期分の決算報告書（財務諸表）（写し1部）。個人の場合は、確定（青色・白色）申告時の決算書又は収支内訳書（写し1部）

エ 関連業務実績表（6部／様式第3号・指定。可能な限り多く記載すること。様式第3号を表紙とし、関連業務実績表に記載すべき事項を記載した書類を別添することもできる。）。

オ 同種業務の契約の実績が分かる契約書等（写し1部／1施設分、契約金額等は、記載しないことができる。）。

カ 施設管理料見積書（1部／様式第4号・指定）

キ 高砂市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次表に掲げる書類（該当書類各1部）

書 類	内 容	法人	個人	
登記事項証明書	令和元年5月1日以後に証明されたもの	○	×	
住民票抄本	住所、氏名及び生年月日が証明できるもの 令和元年5月1日以後に証明されたもの	×	○	
代表者身分 （身元）証明書	代表者の本籍地で証明のもの 令和元年5月1日以後に証明されたもの	×	○	
納税証明書	国税の納税証明書 ※所轄の税務署発行 のもの（電子納税証明 書は不可）	法人の場合は、参加法人名義のもの （様式その3の3） 令和元年5月1日以後に証明され たもの	○	×
		個人の場合は、参加代表者名義のもの （様式その3の2） 令和元年5月1日以後に証明され たもの	×	○



現場説明等参加申込書（様式第5号）に所定の事項を記入し、電子メールで申し込み、その旨を電話で連絡してください。希望のあった事業者と日程を協議の上、現場説明及び現地案内を実施します。ただし、参加人数は、1事業者につき3人までとします。

なお、現場説明及び現地案内への出席は、この公募型プロポーザルに参加するための必須要件ではありませんが、出席しなかったことによる不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

- (1) 提出期限 令和元年8月21日（水）15時まで
- (2) メールアドレス tact5510@city.takasago.lg.jp
- (3) メール表題 「周辺案内地図設置プロポ質問」
- (4) 実施日時 令和元年8月19日（月）9時から同月21日（水）16時まで  
※参加事業者と随時日程を調整の上実施します。

## 7 選定方法

### (1) 書類選考の実施

申込書類等に基づき、高砂市民病院広告付周辺案内地図設置運營業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）による書類選考を実施します。

書類選考による結果は、令和元年9月3日（火）に通知します。

なお、書類選考の結果、ヒアリングの実施をしていただく参加者には、当該文書の中でヒアリングの時間帯を通知します。

### (2) ヒアリングの実施

選定委員会が必要と判断した場合に実施します。

ア 日時 令和元年9月下旬

イ 場所 高砂市民病院

兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

### (3) 最優秀提案者等の選定

提出書類及びヒアリングの内容を別紙評価項目に基づき選定委員会委員が評価し、最も評価点の高い事業者を最優秀提案者とし、次に評価点の高い事業者を次点者として選定します。

なお、応募が1事業者の場合であっても、評価結果によってはその事業者を最優秀提案者とならない場合があります。

### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和元年9月6日（金）（予定）までに、提案者全員に文書により通知します。

なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議の申立てに対しては応じることができません。また、選定結果及び選定された提案内容は、公表する場合があります。

## 8 選定後の手続

審査により最優秀提案者として選定された事業者を優先交渉権者として条件に関する交渉を行います。ただし、当該交渉が不調の場合は、次点者と交渉を行うこととします。

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者との交渉は、高砂市民病院において速やかに行うこととします。

(2) 管理者から事業者への許可方法は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とします。(行政財産の目的外使用許可は、借地権、営業権等の司法上の権利を認めるものではありません。) 使用許可の手続きは高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程に基づき行います。

#### 9 公募型プロポーザルの停止、中止及び取りやめ

緊急やむを得ない理由等により、この公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、この公募型プロポーザルを停止し、中止し、又はとりやめることがあります。この場合において、この公募型プロポーザルに要した費用を高砂市に請求することはできません。

#### 10 異議の申立て

参加者は、この公募型プロポーザルの実施後、この公告及び関係法令等のこの公募型プロポーザルの条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

#### 11 その他留意事項

##### (1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者の負担とします。

##### (2) 著作権

参加者が提出する書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、高砂市は、必要がある場合は、参加者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、この公募型プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

##### (3) 提出書類の取扱い

提出された書類は字句の誤り以外は変更できません。また、同一参加者が2以上の提案をすることはできません。

なお、提出された書類は、一切返却いたしません。

##### (4) 提案に関して使用する言語、単位等

提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

##### (5) 高砂市が提示する資料の取扱い

高砂市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

##### (6) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当した場合

イ 協定書締結までに高砂市の指名停止を受けた場合

ウ 協定書締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている場合

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合

オ 指定日時に提案説明がされなかった場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

キ ヒアリングに欠席した場合

ク その他不正な行為を行った場合

12 問合せ先

〒676-8585 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院事務局総務課財務係

電話 : 079-442-3981 (内線5270)

FAX : 079-442-5472

メールアドレス : [tact5510@city.takasago.lg.jp](mailto:tact5510@city.takasago.lg.jp)